

くらしの 情報

広く村民の皆さんに呼びかけたいことがあります。もし、このページをご利用ください。

お知らせ

特設人権相談所を 開設します

◆前橋地方方法務局人権擁護課

12月4日から10日までの一週間は「人権週間」です。前橋地方方法務局と県人権擁護委員会連合会では、県内71か所で特設人権相談所を開設します。

人権に関する事・いじめ・セクハラなど、日常生活の中での困りごとで悩んでいる方はどんなことでもかまいませんので、お近くの特設相談所へお越しください。相談は無料、秘密は固く守ります。

▼開設日時 12月7日(金)
午後1時～午後4時30分

▼場所 昭和村役場2階 第一会議室

※なお、特設相談所に来る事ができなかった場合でも、前橋地方方法務局で電話による相談を受け付けていますので、ご利用ください。

▼問い合わせ 前橋地方方法務局人権擁護課 ☎027-221-4426

守心くー！確かめくー！ 最低賃金

◆群馬労働局労働基準部

群馬県の最低賃金が10月19日より改正されました。

群馬県最低賃金

664円

▼対象 ①臨時又は1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ②時間外・休日・深夜労働の割増賃金 ③精皆勤手当 ※通勤手当及び家族手当は算入されません

▼適用範囲 群馬県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます(※ただし、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時給額が高い産業別最低賃金が定められています)

▼問い合わせ 群馬労働局労働基準部賃金室 ☎027-

1210-5005 または、沼田労働基準監督署 ☎0278-23-0333

活用してください！

「見守り新鮮情報」

◆県民センター

「高齢者・障害者見守りネット」では、消費生活相談の現場と高齢者や障害者をつなげるネットワークを作り、高齢者や障害者の消費者トラブルについて、予防・早期発見・被害の拡大防止を図るため、「見守り新鮮情報」をメールマガジンとして、電子メールで配信しています。

▼内容 消費生活相談の現場で、警戒を要すると思われる悪質商法についての情報、民生委員や訪問介護事業者が普段の見守りの中でキャッチした悪質商法についての情報を随時「見守り新鮮情報」として、メールマガジンをパソコンや携帯電話に配信し、注意を喚起する

▼対象 ①高齢者・障害者本人 ②高齢者や障害者の家族 ③日頃から高齢者や障害者に接している周りの方々

▼登録方法 次のインターネットサイト(URL)にアクセスし、メールマガジンの登録をしてください。



おまわりさんからのお知らせ



車の施錠・家の戸締まりを心がけましょう

平成19年度10月末日現在、村内では刑法犯罪が

22件(窃盗20件・住居不法侵入等2件)

発生しています。

その中でも圧倒的(全体の35%)に多いのが、

車上ねらい

です。

車を離れる際には、特に少しの間だからといって施錠しないことのないよう、必ず完全施錠を心がけ

ましょう。

また、同様に自宅から外出するときは、戸締まりをしっかりとしましょう。

※不審者を見かけたら...

「110番」または、沼田警察署 ☎22-0110、昭和村駐在所 ☎24-6004まで直ちにご連絡を!!

特設人権相談所

家庭内や隣近所のもめごとなどでお悩みの人は、ご相談ください。村人権擁護委員が相談に応じます。◆日時：12月7日（金）、午後1時30分～4時、◆会場：役場会議室

健康相談

高血圧や糖尿病などでお悩みの人は、ご相談ください。役場保健師が相談を受けます。◆日時：11月30日（金）、午後1時～4時、◆場所：村保健センター ☎24-5142

こころの相談

「眠れない」、「イライラして落ち着かない」など、心に悩みを持つ人はご相談ください。専門家が相談に応じます。◆日時：12月7日（金）、午後1時30分～（事前に電話予約を）、◆会場：沼田保健福祉事務所 ☎23-2185

女性相談センター

パートナーからの暴力やさまざまな悩みを持っている女性の相談や支援を行います。◆日時：平日午前9時～午後8時、土日祝日午後1時～5時 ◆相談専用電話027-231-4488

今・月・の・納・期

国民健康保険税6期、下水道使用料4期、11月30日（金）が納期です。完納にご協力ください。

わが村の人口

人口 7,843人 (-12)
 男 3,877人 (-6)
 女 3,966人 (-6)
 世帯数 2,260世帯(-2)
 ※ ()内は前月比
 11月1日現在 (住民基本台帳人口)

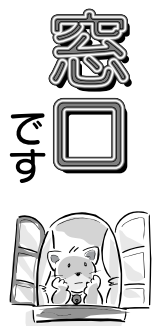
①パントリーの場合 <http://isp.jp/minamori/>
 ②携帯電話の場合 http://isp.jp/minamori/m_top.html
 ▼問い合わせ先 県民センター消費者行政グループ ☎027-2260-2273

普通救命講習会を 開催します

利根沼田広域消防本部では、救急車が到着するまでのわずかな時間に、その場に居合わせた人が適切に応急手当できるように、個人向け普通救命講習会を開催します。
 また、今回の救命講習会では、AED（自動体外式除細動器：けいれんした状態（心室細動）になった心臓に対し、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器）講習も行ないます。是非この機会に受講し、いざというときに備えましょう。
 ▼日時 平成20年1月20日（日）午前9時～正午
 ▼場所 利根沼田広域中央消防署
 ▼申込方法 中央消防署で午前8時30分から午後5時まで受付（電話による申込可、土日祝日も受け付けます）
 ▼締め切り 平成20年1月18日（金） ※ただし、申し込み定員30人になり次第締め切り
 ▼問い合わせ 中央消防署 ☎24-1734

「存じですか？」 労働審判制度

平成18年4月から、労働関係に関する紛争を迅速かつ正確に処理し、実質的な解決を図ることを目的とした労働審判制度が始まりました。
 労働審判は、個々の労働者と事業者の間に生じた労働に関する紛争について、労働審判官（裁判官）と労働に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2人で組織する労働審判委員会が、原則として3回以内の期日で審議し、適宜調停を試み、まとまらなければ、労働審判を行います。
 労働審判手続きにおいては、当事者が早期に的確な主張・立証を行うことが重要であるため、制度の利用にあたっては、必要に応じて法律の専門家である弁護士に相談することが望ましいです。
 労働審判制度に関する問い合わせは、前橋地方裁判所事務総務課庶務係 ☎027-231-4275まで。



うぶごえ

10月届出分
お誕生おめでとうございます。

- 三ツ谷 新作 新木 照未ちゃん
- 大谷 ともこさんの子9月27日生
- 赤谷 吉野陽南子ちゃん
- 憲子 憲子さんの子10月5日生
- 大河原 石井 椛ちゃん
- 絵 卓美 卓美さんの子10月12日生

おくやみ

■ごめい福をお祈りいたします。

- 滝久保 今 照子さん 86歳 10月2日没
- 入原上 堤 重夫さん 65歳 10月3日没
- 松ノ木 第一 坂大 英雄さん 85歳 10月13日没
- 追分 竹吉 ぶささん 87歳 10月16日没
- 入原上 堤 はつさん 92歳 10月19日没
- 田岸 奈良 りきさん 85歳 10月25日没

※掲載を希望されない方は、届出の際に申し出てください。